

令和5年第1回中泊町議会 定例会会議録目次

第1号（3月2日）

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第4 報告第2号から日程第46 議案第42号まで	5
・報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和4年度中泊町一般会計補正予算第14号について）	
・報告第3号 専決処分した事項の報告 （青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について）	
・報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号について）	
・議案第3号 令和5年度中泊町一般会計予算について	
・議案第4号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第5号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第6号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第7号 令和5年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第8号 令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第9号 令和5年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について	
・議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定について	

- ・議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正について
- ・議案第13号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ・議案第14号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- ・議案第15号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- ・議案第16号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- ・議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正について
- ・議案第18号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第19号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・議案第20号 中泊町子育て支援金条例の廃止について
- ・議案第21号 中泊町生産物直売所条例の廃止について
- ・議案第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号について
- ・議案第23号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について
- ・議案第24号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第25号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について
- ・議案第26号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号について
- ・議案第27号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- ・議案第28号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について
- ・議案第29号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第30号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第31号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第32号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- ・議案第33号 中泊町教育委員会委員の任命について
- ・議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について

- ・議案第 36 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- ・議案第 37 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 38 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 39 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 40 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- ・議案第 41 号 負担付きの贈与の受納について
- ・議案第 42 号 町有財産の無償貸付けについて

日程第 47 予算特別委員会の設置	13
散会の宣告	14

第 2 号 (3月6日)

議事日程	15
出席議員	15
欠席議員	15
出席説明員	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
日程第 1 一般質問	17
1 番 鈴木長一郎議員	17
3 番 成田直人議員	19
5 番 塚本悦子議員	23
散会の宣告	26

第 3 号 (3月9日)

議事日程	29
出席議員	31
欠席議員	31
出席説明員	31

・議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正について	
日程第18 議案第18号	65
・議案第18号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について	
日程第19 議案第19号	66
・議案第19号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	
日程第20 議案第20号	67
・議案第20号 中泊町子育て支援金条例の廃止について	
日程第21 議案第21号	68
・議案第21号 中泊町生産物直売所条例の廃止について	
日程第22 議案第22号	69
・議案第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号について	
発言の訂正	74
日程第23 議案第23号	74
・議案第23号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について	
日程第24 議案第24号	77
・議案第24号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	
日程第25 議案第25号	79
・議案第25号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について	
日程第26 議案第26号	80
・議案第26号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号について	
日程第27 議案第27号	81
・議案第27号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について	
日程第28 議案第28号	82
・議案第28号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について	

日程第 2 9	議案第 2 9 号から日程第 3 1	議案第 3 1 号まで	8 3
	・議案第 2 9 号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	・議案第 3 0 号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	・議案第 3 1 号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
日程第 3 2	議案第 3 2 号		8 5
	・議案第 3 2 号	中泊町教育委員会教育長の任命について	
日程第 3 3	議案第 3 3 号		8 6
	・議案第 3 3 号	中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第 3 4	議案第 3 4 号		8 7
	・議案第 3 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第 3 5	議案第 3 5 号		8 8
	・議案第 3 5 号	中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について	
日程第 3 6	議案第 3 6 号		8 9
	・議案第 3 6 号	中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	
日程第 3 7	議案第 3 7 号から日程第 4 0	議案第 4 0 号まで	9 0
	・議案第 3 7 号	中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について	
	・議案第 3 8 号	中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について	
	・議案第 3 9 号	中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について	
	・議案第 4 0 号	中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	
日程第 4 1	議案第 4 1 号		9 3
	・議案第 4 1 号	負担付きの贈与の受納について	
日程第 4 2	議案第 4 2 号		9 4
	・議案第 4 2 号	町有財産の無償貸付けについて	
日程第 4 3	発議第 1 号		9 5
	・発議第 1 号	中泊町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	
日程第 4 4	発議第 2 号		9 6
	・発議第 2 号	中泊町議会委員会条例の一部改正について	
日程第 4 5	発議第 3 号		9 6

・発議第 3号 議員派遣について

日程第46 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	97
閉会の宣告	97
署 名	99

第1回中泊町議会定例会

令和 5年 3月 2日（木曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第14号について)
- 5 報告第 3号 専決処分した事項の報告
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について)
- 6 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号について)
- 7 議案第 3号 令和5年度中泊町一般会計予算について
- 8 議案第 4号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 9 議案第 5号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 10 議案第 6号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 11 議案第 7号 令和5年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 12 議案第 8号 令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 13 議案第 9号 令和5年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 14 議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について
- 15 議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定について
- 16 議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正について

- 1 7 議案第 1 3 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 1 8 議案第 1 4 号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 5 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 2 0 議案第 1 6 号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 2 1 議案第 1 7 号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正について
- 2 2 議案第 1 8 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 2 3 議案第 1 9 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 2 4 議案第 2 0 号 中泊町子育て支援金条例の廃止について
- 2 5 議案第 2 1 号 中泊町生産物直売所条例の廃止について
- 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 1 6 号について
- 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について
- 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について
- 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 3 3 議案第 2 9 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 4 議案第 3 0 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 5 議案第 3 1 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 36 議案第32号 中泊町教育委員会教育長の任命について
37 議案第33号 中泊町教育委員会委員の任命について
38 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める
の件
39 議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の
指定について
40 議案第36号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定
について
41 議案第37号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者
の指定について
42 議案第38号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指
定について
43 議案第39号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定に
ついて
44 議案第40号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者
の指定について
45 議案第41号 負担付きの贈与の受納について
46 議案第42号 町有財産の無償貸付けについて
47 予算特別委員会の設置

○出席議員（13名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 鈴木 | 長一郎 | 君 | 2番 | 田中 | 洋 | 君 |
| 3番 | 成田 | 直人 | 君 | 4番 | 秋元 | 隆 | 君 |
| 5番 | 塚本 | 悦子 | 君 | 6番 | 荒関 | 富雄 | 君 |
| 7番 | 秋田 | 博 | 君 | 8番 | 長利 | 司 | 君 |
| 9番 | 兵庫 | 桂蔵 | 君 | 10番 | 青山 | 雅晴 | 君 |
| 11番 | 沖崎 | 勲 | 君 | 12番 | 野上 | 憲幸 | 君 |
| 13番 | 川山 | 光則 | 君 | | | | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長 濱館豊光君

副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
会 計 課 長	藤 田 順 悦 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 5 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 3 番、成田直人議員及び 7 番、秋田博議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長から報告のとおり、本日から 3 月 9 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 9 日までの 8 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 2 号から日程第 46 議案第 42 号
まで

- 議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 46、議案第 42 号 町有財産の無償貸付けについてまでを一括して上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

- 町長（濱舘豊光君） 本日、ここに令和 5 年第 1 回中泊町議会定例会が開会

され、令和5年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案についてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案合計43件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

令和5年度の予算編成にあたりましては、自主財源が少ない脆弱な財政構造に加え、地方交付税の動向に左右されやすい状況の中、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、ポストコロナ社会を前提とした社会経済活動の活性化を念頭におき、着実なデジタル技術への投資により、少子高齢化、人口減少社会においても豊かで住みよいサービスが継続できる長期的な展望に立った行財政運営を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第2次長期総合計画の将来像でございます「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち中泊」の実現に向けて、地域資源を活用した経済の活性化、基幹産業であります農林水産業でしっかりと生活できるような活力の創出につながる施策の推進、医療・子育て環境の充実、防災対策など多岐にわたる施策に取り組み、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、安心して幸せに暮らせるまちを目指して、町政を推進して参りたいと存じます。

それでは、本議会に提出をさせていただきます案件につきましてご説明申し上げます。

報告第2号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第14号についてであります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第3号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

組合を組織する団体の増加に伴い、規約の改正について専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

報告第4号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号についてであります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処

分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号、令和5年度中泊町一般会計予算では、通常予算の考え方で編成をさせていただき、歳入歳出予算の総額は歳入歳出とも72億4,000万円としております。

前年度当初予算に対して9億6,200万円、率にして11.7%の減となっております。

歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明申し上げます。

総務費として、集落支援を目的とした兼任集落支援員設置事業、福祉・健康の拠点となる、仮称でございますが、総合福祉健康センター建設事業を引き続き進めるとともに、高校生への通学助成も実施して参ります。

民生費として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化を引き続き実施して参ります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種費用の無料化のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制構築に取り組んで参ります。

農林水産業費として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、森林環境譲与税積立基金を活用した森林経営管理事業に取り組んで参ります。

商工費として、宮越家公開管理事業などを中心とする町の観光資源を活用した「まちおこし」や町の魅力を掘り起こし、全国へ発信するための地域おこし協力隊事業に取り組んで参ります。

土木費として、道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業などインフラ整備も引き続き実施して参ります。

消防費として、防災力の更なる強化を図るため地域防災計画の更新を行い、消防団の組織体制強化のため、団員年額報酬を改正し、処遇改善を図って参ります。

教育費として、企業版ふるさと納税等を活用し、宮越家の保存・整備につきましても引き続き取り組んで参ります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込み額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金などを計上しております。

議案第4号は、令和5年度中泊町国民健康保険特別会計予算について

てであります。

歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも15億5,435万8,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億4,837万1,000円となっております。

議案第5号は、令和5年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも18億1,358万3,000円となっております。

議案第6号は、令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも4,818万3,000円となっております。

議案第7号は、令和5年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも3,130万8,000円となっております。

議案第8号は、令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2億9,499万5,000円となっております。

議案第9号は、令和5年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3億3,536万7,000円を、支出に3億328万8,000円を計上し、純利益3,207万9,000円を見込んでおります。

また、資本的支出予定額として1億9,314万6,000円を計上しております。

なお、資本的支出予定額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第10号は、中泊町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号は、中泊町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

いずれも、個人情報の保護に関する法律の改正に基づき、現行条例

を廃止し、新たに制定するものであります。

議案第12号は、中泊町課設置条例の一部改正についてであります。

令和5年度から「税務課」と「会計課」を統合し、新たに「税務会計課」を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機及び役場窓口において印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、中泊町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末から交付する証明書の手数料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、出産育児一時金支給額を改めるため条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正についてであります。

様々な企業等による施設の利活用促進を図る観点から、使用期間及び使用者の公募について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

消防団員の報酬額等を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、中泊町子育て支援金条例の廃止についてであります。

国の出産・子育て応援給付金支給の事業実施に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第21号は、中泊町生産物直売所条例の廃止についてであります。

直売所の用途を拡大し、有効利用を促進するため、条例を廃止するものであります。

議案第22号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2億9,540万5,000円を追加し、補正後の総額を104億2,978万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、財政調整基金積立金、農林水産業費に、担い手確保・経営強化支援事業、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金、商工費に、被災事業者持続化支援事業、教育費に、町内小中学校の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、災害復旧費に、中泊町一般廃棄物最終処分場災害復旧事業のほか、各特別会計繰出金の精査などにより、それぞれ所要額を計上しております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、町債などについて調整のうえ計上したほか、町税、財産収入など収入見込額を精査した上で計上しております。

繰越明許費では、(仮称)総合福祉健康センター建設事業など20事業について設定しております。

また、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務のほか、令和5年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を追加設定し、既に契約済みの指定管理者制度による公の施設の管理運営業務において、限度額の変更をしております。

なお、地方債につきましては、事業の追加等に伴い、それぞれ追加及び変更等をしております。

議案第 23 号は、令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも 1,658 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 788 万 1,000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、国保標準化システム導入事業の契約残額の減、財政調整基金積立金及び直営診療施設勘定繰出金の追加であります。

歳入につきましては、県支出金及び歳出の関連から一般会計繰入金等を追加しております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも 192 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,433 万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医業費の減額であります。

歳入につきましては、歳出の関連において診療収入を調整のうえ、減額しております。

議案第 24 号は、令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 339 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 18 億 5,556 万 2,000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の高額介護サービス等費を追加し、地域支援事業費を減額しております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金を追加しております。

議案第 25 号は、令和 4 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号についてであります。

歳入歳出予算の予算総額は変わらず 4,359 万 3,000 円とし、内部補正するものであります。

補正する主なものは歳出で、委託料、修繕料をそれぞれ計上しております。

議案第 26 号は、令和 4 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号についてであります。

歳入歳出とも 160 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2,420 万 7,000 円とするものであります。

補正する歳出は、固定資産調査委託料を減額しております。

歳入につきましては、歳出との関連で一般会計繰入金を減額しております。

議案第27号は、令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも819万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,367万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う減額であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の減額及び歳出関連に伴う一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を計上しております。

議案第28号は、令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

収益的支出について、既決予算額に2万7,000円を追加し、総額2億9,983万9,000円とするものであります。補正する支出は、負担金、法定福利費を計上しております。

議案第29号から議案第31号は、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員、佐藤恭一氏、阿部二郎氏、佐藤るり子氏の任期が令和5年5月16日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号は、中泊町教育委員会教育長の任命についてであります。

現教育長、鈴木信也氏の任期が令和5年6月12日をもって満了することに伴い、後任の教育長を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第33号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、東山綾子氏の任期が令和5年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第34号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、鳴海晃氏の任期が令和5年6月30日で満了することに伴

い、後任委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第35号から議案第40号は、中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について、中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について、中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてであります。

令和5年3月31日をもって指定期間満了となる各施設について、それぞれ4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第41号は、負担付きの贈与の受納についてであります。

旧青森県立中里高等学校について、土地・建物等譲与仮契約を締結したので、これを受け入れるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号は、町有財産の無償貸付けについてであります。

令和5年4月1日から小泊地域で保育施設を運営する社会福祉法人みちのく会に対し、旧小泊保育所の土地及び建物を無償貸付けするにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

◎日程第47 予算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第47、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第3号から議案第9号までの令和5年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号までの令和5年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時23分

第1回中泊町議会定例会

令和 5年 3月 6日 (月曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 兵庫 桂蔵 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君
13番 川山 光則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総合戦略課長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君
長 利 香 代 子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係

宮 越 裕 子 君
白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） 早速議長のお許しが出ましたので、質問させていただきたいと思います。除排雪委託について、マスクを外してもよろしいということですので、外してやります。

業者による判断で行われると思うが、この体制を見直して、町職員主体で行ったほうがよいのではないのでしょうかという質問なのですが、今の現状を見ていますと、どのぐらい雪降ったら排雪作業をしなければいけないのか。一部の町民によりますと、えっ、こんな、まだ雪ないのに走らなければならないのかなというような現場の声が私のほうにきていまして、町民は走ってもらえば一番いいのだろうけれども、何か見えていますと経費のほうは1億円、もう予算オーバーしているみたいなので、そろそろ考えてみたほうが、どんなものかと思ひまして質問させていただきます。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 鈴木議員のほうから現在の町の除排雪の体制についてのご質問を頂戴いたしました。除雪の出動体制を町の職員主体で行うべきとのご質問だというふうに受け止めたわけではありますが、現在の町の除排雪体制につきましては各工区の受託業者が積雪の状況をパトロールにより把握し、おおむね10センチメートル以上の積雪時、もしくは降雪が継続することが予想されるなど、交通に支障を来すと判断した場合に出動することとされております。

また、そのほか気温上昇時の、雪が積もっている状態で気温が上昇して道路状況が変化し、町から出てくれというふうな指示があった場合も、これまた出動するということになっております。これは、除雪のタイミングということではありますが、今、議員のほうからお話が合ったように除排雪の排雪も含めた出動のタイミングにつきましては、以前からも議員各位のほうからご指摘を頂戴しているところでありますが、町としても各地区にお願いしている集落支援員、この方々からの情報など現地情報に基づいた出動指示が出せないかなど、より効率的な除雪体制について検討してまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ただいま町長のほうから答弁ありましたけれども、その地区をやっている業者に委託していますので、その業者の判断ということで今言われたと思えますけれども、細かく言えば、実は私も除排雪委託、自分、会社を持っていたときやらせていただいていた。そのときには、細かく言えば役場の職員というか、主体でやったときは、例えば我々が、業者が拡幅したいですと、道路の縁が高くなってしまったので、どうしても拡幅したいのですけれども、どうでしょうか、そのような話をしなければできなかったのです。それで、今の現状を見ていますと、私に言わせれば30センチか50センチまで、すぐ拡幅しているのです。すごく時間がかかっていると思うのです。確か入札単価は、例えばその地区が、時間で収まればいいのですけれども、時間で収まらなければ時間外みたいな感じでたしか出ると思っておりましたけれども、お金のほうは。ということは、業者の判断に任せているのであれば、業者は自分たちの判断のできるのであれば、稼ぎますよね。時間稼ぎと言えば失礼に当たるのですけれども、業者は一生懸命やっているのですから、悪くは言えないのですけれども、そのようなこと、できないことはないと思うのです。

だから、私は職員が入っているのであれば、やっぱり職員がパトロールして、あそこはどうしてもふぶくところですから走らなければいけないと、そういうふうであれば、早急に私の部落もとにかく風が強くて、他とは違ってすぐ吹雪が続けば、もう走れない状態になるのです。

それなので、もうちょっと、経費もかさばっていることなので、私は経費削減のために今言っていることであって、本当に町民は助かっているのは分かるのです。でも、町民が私のほうに来れば、走ってほしいのだけれども、克雪センターに電話すれば、業者に電話してくださいと。業者のほうで直接やっているのだから、業者に電話してくださいと。業者に電話すれば、担当の人は全然出ないと、このような体制も直してほしいし、ぜひ経費削減のために、できればもう一度職員が主体になって指導して、今日は走ってください、今日はどうです、こうですとやってもらえば経費削減につながるのではないかと私は思っていますので、ぜひご検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 3番、成田直人です。議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。

それでは、質問に入ります。質問事項は、水害危険区域に関する対策についてと下前地区町道等の復旧についての2点であります。

第1点目の質問事項は、水害危険区域に関する対策についてであります。まず、質問の対象とする水害危険区域とは、旧小泊村の入舟地区であります。この入舟地区にあっても特に小泊地域住民から見ても最も懸念され、そして問題となっている区域は社務所兼住宅と民宿、鉄工所、住宅が軒を連ねる居住地帯であります。局地的に豪雨を発生させる線状降水帯を伴う大型低気圧や、台風が小泊地域に襲来するたびごとに社務所兼住宅の傍らを流れる河川が氾濫し、しかも上流山間部から木々をなぎ倒しつつ、多量の土砂とともに濁流水となって一気に居住地帯に押し寄せ、雨が降りやんでも洪水状態は続く。このような水害危険区域を生活圏としている居住者にとっては、一たび大雨となれば、平穏な日常では体感することのない究極の精神的苦痛と体力的疲労感を味わうこととなります。実際雨量が激しくなれば、居住者は連帯して排水作業や土のうの準備、そして土砂、流木の撤去作業に追われ、まさに洪水との闘い、とりわけて危険な状況での作業を余儀

なくされている実態にあります。その河川には側溝が整備されているものの、大雨の際には全く機能しない状態であり、もはや河川部と上流山間部一帯の総合的な整備が喫緊の課題であると認識しております。

そこで、町当局としては、町民を災害から生命と財産、そして暮らしを守るという基本的な見地に鑑み、かかる水害危険区域である入舟地区の居住地帯をどのような位置づけで捉え、そして治山、治水に向けた総合的かつ抜本的な対策について、十分に検討、協議がされているのか伺います。

第2点目の質問事項は、下前地区町道等の復旧についてであります。具体的には旧小泊村下前地区の町道並びに県道の復旧に関することであります。まずは、下前地区の町道の復旧についてであります。昨年8月の中泊町を襲った未曾有の大雨は、道路、河川、水田やインフラなど中泊町全域に被害をもたらしたものであります。特に下前地区町道の崩落は甚大災害の一つであり、橋梁全体がブルーシートで覆われ、その橋脚部分に幾つものトン袋が配備されている写真は、議会ガイド第70号の表紙にも取り上げられたことから、町民の衆目にも触れ、改めて自然災害の猛威を感じ取ったものと思われ。この町道崩落に起因して通行止めの状態が続いているため、地域住民をはじめ郵便配達員や宅配業者など自由な往来ができず、全くもって不便な実情にあります。

そこで、多くの住民から早期復旧を希望する声がある中で、かかる崩落した町道の復旧に向けた現段階でのプロセスと、工事完成に伴う通行止めの解除はいつ頃の予定になるのかを伺います。

次に、この町道復旧に関連して下前地区の県道の復旧についてあります。かかる崩落した町道とは直線的につながっている通称七曲道路と呼ばれる県管理道路の復旧についてあります。この県道も8月の大雨で道路部分とのり面部分が断続的な崩壊によって通行止めの状態が続いており、しかもこの県道は下前小泊間のバス運行路線であり、車の往来が多い主要道路となっております。

そこで、町当局は七曲道路の復旧に向け、県とも頻繁に災害復旧に関して情報共有し、連携を緊密にしているものと推察する中、かかる県道と町道との通行止め解除について、時期がずれるのか、あるいは

同時に通行止め解除となるのか、その見通しを伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの成田議員ご質問の2点のうち1点、小泊入舟地区における水害危険箇所の対策について、私のほうからお答えをさせていただきます。そして、2点目の下前地区町道の復旧、その中でも町道の復旧プロセスだとか解除の予定、それから県道の復旧、いわゆる七曲のほうと関連する県道の復旧等につきましては課長のほうから後ほどご答弁を差し上げたいと思います。

小泊入舟地区における水害危険箇所の対策についてでございますが、具体的には議員がご指摘のように尾崎神社社務所と民宿美湊やさんの間の沢筋の出水による被害対策のことと理解をしているところでありますが、昨年8月の大雨のときはもちろん、これまでも幾度となく出水による被害が確認されてきたと承知しているところであります。

このことから、町としては雨量が多いと予想されるときは、事前に土のうを積むなどの対策を講じ、減災に努めてきながらも、地形からくる災害であるとの認識から、上流部における砂防ダム建設について検討、協議を続けてきたところであります。

結果といたしまして、県が令和元年度から上流部の嗽沢地区に通常砂防事業による砂防ダム建設を決定し、これまで地形測量や地質調査が行われてまいったところであります。今年度は用地買収も始まり、来年度5年度からは本体工事にも着手する予定と伺っております。

明確な完成時期につきましては、いまだ示されておらないものの、砂防ダムが完成した暁にはこれまでのような土砂、流木による被害は大幅に減少するものと期待しているところであります。事業完了までの間、これまで以上に降雨時の警戒体制を強化するなど、防災、減災対策に努めてまいる所存でございます。

私からのご答弁は以上でございます。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 下前地区町道等の復旧についてお答えいたし

ます。

1点目の町道の復旧についてですが、成田議員ご質問の道路は下前海岸2号線だと思いますが、現在橋脚部分の撤去工事を施工しております。今月の3月25日までの工期となっております。その後本体工事を7月までに入札で執行する予定となっております、令和5年12月末までには完成したいと考えております。その間は、車両の通行止めをさせていただきます。

次に、2点目の県で管理している県道権現崎線ですが、県では3月末の入札をしており、令和5年度内の完成予定と伺っております。この県道については、大規模斜面の崩落や路肩崩落箇所など4か所に分かれており、工事用車両等の通行にも制限がかかるため、工事期間中は通行止め施工すると伺っております。

町民におかれましては、昨年8月の豪雨により通行止めが続いており、大変ご迷惑やご不便をおかけしておりますが、早期の復旧に向けて町でも県に働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 1点目の町長よりの答弁については、5年から本格的に着工に入るということと、早期には完工がいつなのかというめどがないということでございますけれども、これについてはぜひ早めに完工されるようお願いしたいと思います。

再質問については、2点目についてでございます。8月の中泊町における大雨災害は甚大であったため、復旧、復興にかかるにはある程度の時間を要するものと認識しているものの、しかしながらもう既に半年以上も経過しているというふうな中であって、特に甚大な被害を受けた地域で生活する町民にとっては、とりわけ関心度の高い道路や河川などの大規模被災の復旧、復興関係について、現段階でどの程度進捗しているのか全く周知されていない状況にあると私は判断しております。

そこで、町当局としても、いつ頃までにはどこの被災地、現場での工事が完成または完成予定にあるのかなど、中泊町全町民に対して正確かつ実地的な情報を提供することも行政サービスの一環であると考えますが、どうでしょうか。周知の方法を含めてお伺いいたします。よ

ろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 再質問に対する答弁をお願いします。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 成田議員質問の住民に対する周知方法はどのように考えているかについてですが、住民については令和4年12月号の広報紙の折り込みチラシにおいて、災害の発注計画をお知らせしているところがございます。今後も工事の完成見込みや周知方法については、各工事によって時期がまちまちですので、広報または折り込みチラシなどで周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 再々質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問させていただきます。

教員の働き方改革などについてであります。2016年に働く人の視点に立って、労働環境の抜本的な改革を行う働き方改革が提唱され、そして2019年4月から労働や雇用慣行の改善に向けた働き方改革の関連法が順次施行されました。そして、あらゆる業界や職種において労働環境の見直しが進んでおります。しかし、全国の教育現場の働き方は依然として改善されず、教員の長時間労働は大きな問題となっております。

昨年秋の教職員組合の調査によると、持ち帰り残業を含めた平日1日当たり実質的な労働時間の平均は、中学校で11時間46分、前年比マイナス10分、小学校で11時間20分、前年比プラス1分と長時間労働が続いております。また、1日の休憩時間の平均は、中学校で13分、小学校で9.4分、そして小中学校で休憩時間がゼロ分と答えた割合が4割以上に上り、この3年間で最も多い割合となりました。教員の長時間労働が子供たちに悪い影響を及ぼしていることは容易に想像できます。

また、一方においては部活指導の負担割合も大きい。ある教員は、部活動は学習指導要領で教育課程外とされ、任意の活動のはずが、その指導に追われ、授業の準備も満足にできなかつた、もう限界だと言っております。このようなことで教員の労働時間が増加していると思われます。

2月10日には岸田総理が戸田東小学校を訪れ、意見を交わし、働き方改革や処遇の改善を進めていくと話しました。いずれにしても、このようなことが少しでも改善することは、全ての子供たちと教員の尊厳を守ることだと思ひます。

これらの事柄を踏まえ、当町の教員の働き方改革について、現状把握と教育委員会としての役割をどのように捉えているか、お知らせ願ひます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 質問が終わりましたので、質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） それでは、塚本議員のご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在学校における働き方改革は全国的に進められております。当町も文部科学省、青森県教育委員会の施策を受け、学校現場と連携して取り組んでおります。

働き方改革の目指すところは、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことや、子供と向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させることにあります。

当町の現状といたしましては、原則パソコン等を活用し、管理職が教職員の勤務の実態を把握しております。

小学校においては、長時間労働になっている職員はほぼ見られませんが、中学校においては主任及び部活動主顧問となっている教員が、部活動の大会やコンクールが近いシーズンには長時間労働になりやすい傾向が見られております。いずれにしましても、管理職が月ごとに教職員の勤務の実態を把握し、指導、助言を行い、超過勤務の解消に

努めております。

また、各学校単位でも週1回以上のノー残業デーの設定、学校全体での退勤時間の設定、中学校においては部活動を行わず、生徒を一斉に下校させ、職員も早めに帰宅する日などを設定しております。そのような働き方改革に学校現場でも努めております。

教育委員会といたしましては、令和元年10月には部活動の在り方に関する方針で、部活動による長時間労働の見直しを図り、令和2年10月には学校における働き方改革プランを示し、町教育委員会の取組や方向性を顕著にしたところです。さらに、令和4年6月には教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定いたしまして、教育職員の健康及び福祉の確保の観点から業務量の上限などを定めております。

なお、具体的な取組の一例といたしましては、学校閉庁日、夏休み3日、冬休み1日を設置して、長期休業中に学校に教職員がいないという状態をつくり出しております。その代わりに、緊急の場合は教育委員会のほうで対応する。同じく休日の緊急時の連絡窓口も教育委員会のほうに変更しております。また、小中学校とも校納金というお金を集金する制度がございますけれども、手集金で行いますとなかなか煩雑になりますので、そういうものを口座集金のほうに変えるなど教職員の負担軽減に努めております。

また、次年度は町単費により、会計年度任用職員として特別支援教育支援員を1名増置の予定でございます。さらに、令和5年度から3年をかけまして、今青森県教育委員会のほうからも新聞紙上で時折情報は発信されておりますけれども、学校部活動、主に中学校ですけれども、学校部活動の地域移行への検討や学校事務のさらなる一層の簡素化、具体的に申しますと通知書を書いたら、それがそのまんま次のものにリンクして書類につながっていくとか、そういうような校務支援システムの導入を広域で検討している段階であります。

今後も働き方改革を推進していくことは、議員おっしゃるとおり、当町の教育のさらなる充実、子供たちへの教育の質の向上につながると考えておりますので、教育委員会といたしましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。負担軽減に努めているとのことで、我が町の教育委員会では今のところは問題はなさそうに思いました。

ところが、町外であればとても大変だと、よく私はその先生方からお話を聞いております。最近では、教育委員の大変さがマスコミをにぎわせております。1月10日東奥日報では「教員働かせ放題、改革なるか」のテーマで、名古屋大学の内田良教授は「給特法を廃止して残業に対価を支払う仕組みにすれば、管理職も責任感を持って長時間労働の是正に取り組むようになる」と期待をしました。また、2月6日、朝日新聞の「部活顧問の苦悩」という欄で、公立中学校の20代の教諭は、朝練があれば午前7時半に校庭へ、その後授業があり、放課後また部活、帰れば職員室で事務仕事、うちに帰るのは午後9時頃という日が続いたと。以前は、私もそれは聞いていました。また、土曜、日曜も練習で、数か月に1回休みが取ればいいほうだと話しております。また、部活指導の重荷と授業の重みを感じたとあります。指導を交代してもらったら、授業に集中できたと。すると、今まで眠っていた生徒が授業の話をよく聞くようになりましたと。

先ほど教育長さんもおっしゃってました。1月31日に弘前市教育委員会は、中学校の部活指導を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行で、2023年度、可能なところから土日、祝日の部活動を外部指導の下で行う方針を示しました。武田小学校では、部外者で部活を指導していると聞いております。これからも、すぐにはできなくとも、保護者を巻き込んで、教員が真の喜びを感じて仕事ができるよう環境を整えてあげてあげて、中学校の教諭は特に大変ではないかなと。地域を巻き込んで、地域と一体となっていけることを、大いに我が町の教育のほど、期待を申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時36分

第1回中泊町議会定例会

令和 5年 3月 9日（木曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第14号について)
- 2 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号について)
- 3 議案第 3号 令和5年度中泊町一般会計予算について
- 4 議案第 4号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 5 議案第 5号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 6 議案第 6号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 7 議案第 7号 令和5年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 8 議案第 8号 令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 9 議案第 9号 令和5年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 10 議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について
- 11 議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定について
- 12 議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正について
- 13 議案第13号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 14 議案第14号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 15 議案第15号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 16 議案第16号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 17 議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改

正について

- 1 8 議案第 1 8 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 9 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 2 0 議案第 2 0 号 中泊町子育て支援金条例の廃止について
- 2 1 議案第 2 1 号 中泊町生産物直売所条例の廃止について
- 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 1 6 号について
- 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 9 議案第 2 9 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 0 議案第 3 0 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 1 議案第 3 1 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 2 議案第 3 2 号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- 3 3 議案第 3 3 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 3 4 議案第 3 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 3 5 議案第 3 5 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について
- 3 6 議案第 3 6 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定

について

- 37 議案第37号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 38 議案第38号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について
- 39 議案第39号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について
- 40 議案第40号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 41 議案第41号 負担付きの贈与の受納について
- 42 議案第42号 町有財産の無償貸付けについて
- 43 発議第1号 中泊町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 44 発議第2号 中泊町議会委員会条例の一部改正について
- 45 発議第3号 議員派遣について
- 46 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 鈴木 | 長一郎 | 君 | 2番 | 田中 | 洋 | 君 |
| 3番 | 成田 | 直人 | 君 | 4番 | 秋元 | 隆 | 君 |
| 5番 | 塚本 | 悦子 | 君 | 6番 | 荒関 | 富雄 | 君 |
| 7番 | 秋田 | 博 | 君 | 8番 | 長利 | 司 | 君 |
| 9番 | 兵庫 | 桂蔵 | 君 | 10番 | 青山 | 雅晴 | 君 |
| 11番 | 沖崎 | 勲 | 君 | 12番 | 野上 | 憲幸 | 君 |
| 13番 | 川山 | 光則 | 君 | | | | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | | | |
|--------|----|----|---|
| 町長 | 濱館 | 豊光 | 君 |
| 副町長 | 横野 | 彰吾 | 君 |
| 教育長 | 鈴木 | 信也 | 君 |
| 代表監査委員 | 外崎 | 良造 | 君 |

総務課長	毛内康裕君
財政課長	山中哲哉君
総合戦略課長	三上晃瑠君
税務課長	太田光平君
町民課長	三上康栄君
福祉課長	下山貴子君
環境整備課長	藤本雅久君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	藤田康久君
教育課長	長利香代子君
会計課長	藤田順悦君
上下水道課長	鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮越裕子君
総務課行政係	白川隼君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 2 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 5 年 2 月 3 日付で専決処分をいたしました専決第 1 号は、令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 14 号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものでございます。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 587 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 9, 538 万 2, 000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

5 ページを御覧願います。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に、庁舎除雪委託料 87 万円を計上しております。

第 8 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 3 目防雪対策費に、町道除雪委託料 3, 500 万円を計上しております。

次に歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として 3, 587 万円を計上しております。

以上、令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 14 号についてご説明

いたしました。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第4号

- 議長（川山光則君） 日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

- 財政課長（山中哲哉君） 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和5年2月16日付で専決処分をいたしました専決第3号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものでございます。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,438万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

5ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋

梁費、第3目防雪対策費に、町道除雪委託料3,900万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として3,900万円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第15号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第3号から日程第9 議案第9号まで

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第3号 令和5年度中泊町一般会計予算についてから日程第9、議案第9号 令和5年度中泊町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

兵庫桂蔵委員長。

（予算特別委員長 兵庫桂蔵君登壇）

○予算特別委員長（兵庫桂蔵君） 去る3月2日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第9号までの令和5年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月7日及び8日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、

全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（川山光則君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和5年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 総括では、濱館町長2期目のスローガンが「ふるさとの未来を切り拓く人づくり」ということですので、今回の予算の中でどこに重点的にこの人づくりのための予算を持ったのかと、あとは少子化対策、子育て支援と少子化対策は同じようなもので、また違うものだと思っておりますので、そこいら辺、今後の少子化対策、また人口減少対策について、お考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まず、私の町長としての2期目のスローガンに掲げました「ふるさとの未来を拓く人づくり」についてお話をさせていただきたいと思えます。

2期目も、この4月を迎えますと折り返し地点、2年終了ということになるわけではありますが、1期目は「復活ふるさとの元気」と、中泊町が持っているポテンシャルを少しでも見つけ出し、磨き上げ、町を元気にすることで、町民みんなが希望の町に向かえるような雰囲気づくりをしていこうということで、1期目、取り組んでまいりました。その結果として、1期目の反省として出てきたのが、やはり地域を支えていくためには人づくりが必要であろうと、これ役場も町内も含めてのことではありますが、人づくりが必要であろうということで、2期目には「未来を拓く人づくり」というスローガンを掲げたわけではありますが、実際予算の中でどこに入っているのかと、こう言われますと、具体的にこの事業がその予算でありますというふうには申し上げられないわけではありますが、例として申し上げますと、私が町長就任以来、様々な町政の課題に対応するために、まず県庁に職員の派遣を継続して行ってきたということがあります。今現在は、県の環境政策課のほうに、地球温暖化対策の勉強するために、温暖化対策のセクションに1人派遣をしております。この4月にはまた戻ってきて、役場の仕事に就くわけではありますが、役場の人事の内示につきましては、この後

3月の半ば過ぎに予定しているわけではありますが、その職員を有効に使いながら、町の地球温暖化対策に積極的に取り組んでいこうと。温暖化対策に取り組むだけではなく、グリーントランスフォーメーションという形で、積極的に町の産業振興にも取り組んでいこうということをやっています。

また、もう一方の課題であります地域の暮らしを守るためにどうすればいいのかということで考え出したのが、集落支援員制度であります。もともとは専任の集落支援員でなければいけなかったものを、県が兼任でもいいよと、もともといた行政連絡員さんだとか自治会長さんでいいよということで、我が町は県内でも最高の人数をこの兼任集落支援員として配置をさせていただいているわけであります。令和4年度で40集落中25地区には集落支援員を配置し、各地区ごとにどういうふうに暮らしを守っていくかという課題の洗い出しや、地区の把握、課題の把握に努めていただいているところであります。その成果も、集落支援員の配置の予算の中で上げられているというふうにご理解をいただければと思います。

また、2期目に入ってから、町内の小学校、中学校等も回りまして、子供たちとの対話もやっています。その成果として、ITを使った教育の推進ということで、先日も武田小学校に行ってきたのですが、非常に子供たちが今の最新のIT機器を使いながら、我々には想像つかないような勉強、学習の仕方をもうやっていると。いずれこのことが町の未来を担う人づくりに結びついていくのではなかろうかなと、そういうふうに思っているわけであります。

後半2年もありますので、未来を拓く人づくりにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

あと、おまけに申し上げますと、県の事業なのですが、「サンデーモーニング」に出ている寺島実郎さんが座長をやっている人づくりのほうにも、町の中から企業の若手社長さんとかお願いをしながら、出ていただいているというのもまた、いずれ町の未来にとっては人づくりになるのではなかろうかなと思っています。

少子化対策、子育て支援であります。タイムリーというか、つい先日、2月1日現在の青森県の人口が発表になったわけであります。119万6,490人、いつの時点の青森県の人口かということ、この

中にもおられるかもしれませんが、昭和22年、1947年当時の人口であります。言うならば団塊の世代、たくさんの子供たちが生まれた世代の人たちのカウントされる前の人口に戻ったということになります。その後日本がどうなっていったかという、青森県も含めてですけれども、どんどん、どんどん人口が増えていって、その結果、地域で賄い切れない人は、金の卵と称して東京に出ていったわけであり、集団就職。今はどうかという、あんまり出稼ぎもしなくていいくらい、町なかには幾らかは経済力ついてきたわけではありますが、この経済力がないと地域では人を支えられないわけであり、あえてこの少子高齢化対策、少子化対策に町がどういうふうなスタンスで臨んでいるかということをお願いさせていただきますと、大地の恵みと海の幸を使って、いかに地域の産業というものを掘り起こしながら、食っていける地域をつくるということに取り組んでいくことによって、若い人たちがこの地に住み続け、子供を産み育てていける環境がつかれるのではないかなと思っております。そのことに全身全霊を傾けながら、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

確かに近隣の市町村を見ますと、昔あった様々な手当で、これをまた復活させている地域もあるやに報道等で承知しているわけですが、私自身の考え方を申し上げますと、同じ青森県内で、もしくは東北3県、北海道も含めて、人の奪い合いをしても消耗戦になるだけであって、何ら解決の方法にはならないというふう考えているところであります。でき得れば、東京、関東、大都市圏で若い人たちがワーキングプアとして、働いても働いても暮らしが楽にならないような若い人たちに向けて情報を発信し、地域に来れば農業でも漁業でも食っていけるのだということをアピールしながら、大都市圏からの人の環流を促すような取組を続けてまいりたいと。その意味では、今まで培ってきました東京荒川区の区長さんとの関係をうまく使いながら、荒川区に中泊町の野菜を持って行って、区民の方々に中泊の野菜をお買い上げいただき、そして、その野菜を作っている中泊に関心を持っていただくと。万が一、首都圏のほうで災害があったときには、第2のふるさととして我が町に来ていただけるような、そういう関係性も築いていきたいなというふう考えております。そのことによって、未来に向けて少子化対策になるのではないかというふ

うに考えているところであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 大変勉強になるようなお話ありがとうございました。

そこで、よく町長は事あるごとに、ふるさとは1次産業で成り立っているのだというお話をなさいますけれども、今非常に各業種そのものが、もちろん人口減少または後継者不足なのですけれども、我が中泊町は小泊と中里が合併してこういう形でおるのですが、主産業が漁業と農業というふうに分かれていて、農業人口もどんどん減っているのですが、漁業者もどんどん減っていると思います。

そこで、少子化対策とは別なのですけれども、産業の振興策として、実際今農業に従事している、また漁業に従事している、若者の定義をどの辺までにするのかはいろいろあると思いますけれども、30代、40代、20代も入れまして、そこで一体何人ぐらいあるのか把握しておりますでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 農林水産業に従事している若者というか、どこまで若者というのかはあれですが、就業人口の話でございますが、確実に今減っていつている。人口が2045年、4,000人ちょいという段階では、今よりもさらに減っていくことが想定されるというふうに考えてございます。そういった中で、農林水産業の在り方、我が町の主力産業である1次産業の在り方そのものを変えていこうということで、農業でいけば400町歩プランというものを提案させていただき、まず農業のリーダーである農業委員の方々、そして認定農業者の方々に、その400町歩プランのことをきちっと理解していただいて、よく申し上げておりますのは、個人プレーから団体戦に移行していくのだということを申し上げてきたわけでありまして、先進事例、岩手にも秋田にもあるわけでありまして。その先進事例をまず見ていただいて、ご理解をしていただいてから、町内の農業者の方々に400町歩プランに向けて一緒に進んでいこうというふうに考えておったわけでありまして、あいにくコロナ禍で、受入先のほうも来ないでくれというふうに断られてきたこの2年間であったわけでありまして。ようやく今年、

年明けてから動きが出てきまして、農業委員の方々には去年の暮れから今年にかけて、秋田県、岩手県へ行っていただいたということがあります。

私とすれば、今度は認定農業者の方々にもそういう先進の事例をきちっと見ていただいて、町と一緒に歩みを進めていただくことで、町の農業をもっと稼げるような形にしていきたいというふうに考えてございます。その一つには、ご存じのとおりシャインマスカットの組合もつくってきたわけでありまして、ようやく弘果さんに対して、シャインマスカットの生産物を出せるようなところまで来ているし、ネット販売で町のシャインマスカットが販売されている実態も見えてきているところでありまして。農業はそういうふうな形で、所得を上げていくような努力をしたいなと思っております。

漁業につきましては、先日説明会の折には、マツカワは失敗だというふうにおっしゃられたわけでありまして、その後県の議会のほうでも、マツカワにどれだけ県が力を入れているかということが議会の質問に対する答えで出ております。階上の栽培漁業公社がマツカワの稚魚の生産をきちっと供給していけるような体制にしなが、各地でマツカワを作り育てる漁業に向かっていくのだということを県も表明しているわけでありまして、我が町は取組がちょっと早かったということだと思っております。この後、そういうマツカワガレイ、それからメバルを今までもずっと放流続けてきたわけでございますので、メバル、マツカワガレイを中心に、単に捕りに行く漁業でなくて、県では海業という言葉を使っています。漁業ではなくて、海でなりわいを維持するのだと、海業という言葉を使っておりますが、我が町も海から様々な収益を上げながら漁村を支えていく、漁師の皆さんを支えていくような形を取っていききたいなと思っております。

お尋ねの、若い人たちがどのくらいいるのかということのお尋ねでございましたが、今あいにく資料を持ち合わせておりませんでしたので、きちっとその辺のデータも調べながら、この若い世代がどうやって農業、漁業で食っていけるような体制をつくるかということに注力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君）　いわゆる若い人たち、それは集落支援員に調べてもらえば、大体の数は出てくると思います。そういう統計を取ってやらないと、確かに農業委員の方々に先進地を見ていただくということは結構なことなのですが、町長が描いているプランとなかなかリンクしていないのではないかと思いますので、せつかく頭の中で考えているいいプランがありましたら、それを実行していくためにはもうちょっと予算つけてもらわないと、なかなか担当課もやりづらいと思いますので、若い人たちを先進地視察に向けるには当然予算もかかるでしょうし。だから、産業を振興して行って、これをやりたいのだというのであれば重点的に、その重点項目にある程度予算をつけて、そのプランそのものを前に進めていくにはそういう形に私はしたほうがいいと思うのですけれども、そこいら辺はあんまり予算つけられないものですか。

○議長（川山光則君）　濱館町長。

○町長（濱館豊光君）　まるで今の話聞いていると、課から上がってきている予算を私が握り潰しているように聞こえなくもないのですが、一切そういうことはやっていないわけでございまして、例えばビジネスプランコンテストみたいな、若い人たちのアイデアにお金をつけて、町がバックアップしていくような体制もやっておりますし、今の視察の予算も、私のほうからむしろ行ってこいと言ってつけたわけでありまして、もし私が課のほうから上がってきた予算を潰しているという事例があるのでしたら、挙げていただければ直していきたいと思っておりますので、全くないと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君）　ほかにありませんか。

11番、沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君）　私も農業関係なのですが、今、町長からもいろいろ話ありました。みんな心配、案ずる農政やら1次産業でありますけれども、私からは産地交付金の関係で農政課長に、教育委員会ではなく農政課長に聞きますので。産地交付金、簡単にいきますけれども、車力とか木造は1万2,000円ぐらいもらっていると、簡単に。五所川原は1万5,000万円もらっている。当町では8,500円と、まず半分と。これいかなものかと、どうにかなりたいと。今急にはならないけれども、次のための方法は何か考えていないかと

思っ、農政課長。

○議長（川山光則君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 私のほうから、沖崎議員の産地交付金に関する質問にお答えします。

この産地交付金については、国が施策として行っている農業経営の経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金というものがあります。その中に産地交付金というものがあります。その産地交付金は、各市町村に県が配分して、その市町村の中で作物に配分していくという取組でございます。

沖崎議員の大豆に対する配分が低いのではないかと、安いのではないかとということでございますけれども、当町に配分される交付金がほかの市町村に比べると、公表はされていないですけれども、取組状況を見ると、実際に全体的な交付金が高いというのが分かります。それを今まで県のほうに再三要望はしてきているものの、諸般の事情とかあるのか分かりませんが、なかなか上げてくれないということがあります。

ただ、近隣の市町の単価に比べると約半分ということでございますけれども、当町の今の計画でありますと、作付面積によって変動がありますので、作付面積が少なくなれば、近隣の町村に近くなる金額まで出せる可能性もあるのですけれども、基本的に転作作物を拡大しなさいということがありますので、その器の中で設定される金額でないと回していけないので、当然それなりの金額しか提示できないということでございます。

ただ、今後については、農協さんの中で大豆部会というのがありますので、そちらのほうでも強く要望していきたいということもありますし、繰り返し町としても強く要望はしていきたいと思っております。また、議員各位のお力添えもいただいて、要望活動をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） もっとも行政側もやるし、私たち議会のほうも一丸となって対応していくし、今、認定農業の関係で文書でお願いすると、そういう話ありましたので、それに基づいてまたお願いしますので、

ひとつよろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

12番、野上議員。

○12番（野上憲幸君） 総括ということで、いわゆる各事業会計の中身を含めた形でちょっとお伺いして、予算自体は、それは反対するわけではございませんが、昨今いわゆる給食費の無料化を提言したところ、なかなか財源が、とても見つけ出すことができないと。他町村はやっているけれども、我々のところではまだ見通しが立たないと、そういう教育長の答弁でもあったのですけれども、ただ果たしてそれでいいのかと。ほかのところもやりながら、我が町はどこよりも先に保育所の無料化とかも実施したのです。そしてまた、高校までの医療費の無料化も、どこよりも早くやってきたのです。というのは、いわゆる五所川原圏の中を見ても、ここら辺であればやっぱりそれだけ五所川原から遠いということで、子供たちにかかる、エンゲル係数にしてもそうですけれども、経費がかかるのです。小児科、皮膚科とか、そういう病院体系もない。そういう中身でいけば、五所川原とかは保護者が半日もしくは何時間か休めば治療に行けるわけです。しかしながら、ここは、ほとんど1日かかりで保護者が子供たちを病院に連れていくとか、そういう中身を考えれば、ここにやっぱり若者の人たちが定着してもらうためには、もっともっと踏み込んだ中身のものをしていかなければならない。ただ、財源が伴うことは確かです。

そこで、今回の一般会計、特別会計ありますけれども、その中において物すごい無駄があるのではないかと。これから執行上の中身で、まだまだそげるものができるのではないかと。というのは、町では今まで総合デジタル推進事業というのをやっていますよね。確かにそこにおいて、いわゆるデジタルトランスフォーメーションですか、そういう仕事をしながら確かにデジタル化はしてきたわけです。かといって、人数がそれに伴って少なくなっていて、事務的経費が下がっているかとするれば、そうでもないわけです。とするれば、そういうデジタル化しながら、かけた経費の投資効果が出ているのかと。今ざっと見ますと、IT関係の中身、AIも含めてですけれども、そういう中身でやっている中身が、リース料を別にしていて、システム料、それから保守料、そういうのを含めると大体2億ぐらいいっているのです。それが、

まだまだカットできるものがあるのではないかと。

一例を申し上げれば、農業集落排水、漁業集落排水、漁業集落に関しては今システムを導入するだけで、年間の予算の30%以上かかるのです、総経費の。それと同じ経費を農業集落に盛りつけしているわけです。農業集落の事務経費と漁業集落の経費、総枠の中身を見れば全然違うわけです。それでも同じ単価です。元をただせば、水道課の料金システムも同じではないですか。出るところが同じで、吐き出しするのが同じであれば、何でそこにそれだけの金が必要になるのですか。両方で大体850万ぐらいなのです、片方で。それが両システムだけで一番赤字の強い中身、それを企業システムに替えるだけでそのぐらいかかるのです。企業システムに替える必要があるのですか、そうしたら。現行のシステムでやっていけばかからないわけでしょう。それをやることによって、また保守点検がかかるのです。システム会社の、我々、いわゆるソフトの餌食になっているようなものです。そういうのを逐次検分しながらやる必要があるのではないかと思うのです。あらゆる今、委託事業、大体2億近くあるのですけれども、委託に沿った形で答えを自分たちが集めてくるわけではないのです。ほかの委託した業者の人たちに町内の意見を聞く、調査をしてもらう。それで、持ってきたデータを自分たちが発表しているだけでしょう。職員の頭は確かにデジタル化したかも分かりませんが、我々としては、むしろ昔並みのアナログで話ししていたほうがまだ分かるようなものです。

これから人口減少社会です。今まで基本計画を組んできたのが、基本計画の在り方自体が、減少率がまだまだ下がったわけでしょう。最初町が見ていたときから見れば、よっぽど下がったのです。いわゆる2040年の時点でも、町自体が6,000人近い人口を見ていたのが、今4,000人です。そういう基本計画の在り方も、やっぱり人口減少社会に合わせた形での修正すればいいのです。そういう形での経費の捻出も考えていかなければ、同じことですよ。やりたいことをみんなにしゃべっているわけでしょう。

これからのインフラ整備にしても、人のいないところに今までと同じインフラ整備するのですか、そうしたら。金がなくなるに決まっているでしょう。これ防災上しなければならぬことは必ずやらなけれ

ばならない。かといって、何でもかんでもできるものでもないのだし、とすれば必要最小限やらなければならないものは優先順位をつけてやるべきだと思いますよ、町長。どうでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） いろいろお話が多過ぎて、何をお答えすればいいのかよく分からないのですが、まず予算の無駄ということが最初のお話であったので、そこを申し上げますと、荒関議員から言われたことと逆の話になるのですが、確かに町長査定で予算を見るときに、私のところに全部上がってくるわけでないのですけれども、要するに今、野上議員からおっしゃられたような、これは無駄か無駄でないか、本当にこれ金かける必要あるのかという目線では、私のところに上がってきたものは全部見ているつもりであります。

そういう意味で、今の農集排、漁集排の公会計の導入のことに關しまして、私は最初ノーだったのです。県庁と話しするまで、やる必要ない。なぜかといえば、農業集落排水、漁業集落排水はフェードアウトしていきたい。要するにやめる方向に向かって、何とか調整したいという気持ちがあるので、今さら公会計を入れるのに810万もかけなくていいでしょうというのが私の考え方だったわけです。ただ、県から言われたのは、公会計を入れて、今の事業の内容を資産も含めてクリアにしておかないと、次撤退しようとしたときの補助金みたいなものは出せませんよと言われたのです。だとすれば、明らかにしておかなければいけないので、これはやむを得ないというふうに予算をつけたということであります。

それから、電算化、いわゆるITの利用に関する問題、これに関しまして、確かに2億近い金をかけて、人口が減っていく中で機械でやっていくメリットがあるのかとおっしゃられると、私はノーだと思います。私も県庁で電算担当していましたので、コンピューターのシステムをつくっていましたので、スケールメリットというようなものがなければ、やらないというのが基本スタンスなのです。昭和63年当時、私が生活保護のシステムを開発していたときに、奈良県に行ったときは、奈良県は県の生活保護人口そのものが少ないので、電算化をやりませんというふうに言ってきたのです。そういう意味でいくと、野上議員おっしゃるとおり、人口が減っていく中でコンピューターを

使って処理するメリットというのはなかなか見いだせないと思うわけではあります。今まで電算にどっぷりと頼ってきて、今、町の職員が固定資産税だ何だと課税を手計算でできる人いるかという、もういなくなってしまうているのです。現実にもう手計算の処理に戻れなくなってしまうているというのが、そういう意味では町のデータが事業者さんの人質に取られているような状況になってしまっているという認識も私自身は持っていますし、常にコンピューター関係の委託の予算に関しては、単純に1日4万円の人は何日仕事さねばまねからこんきですよと来るのを、仕事の中身まで全部聞き出して予算組んでくれというふうにはお願いはしています。ただ、現実には相手のあることなので、なかなか難しいですし、ではあしたから一旦手作業に戻して、コンピューター使えませんかというふうにはできるかということ、それもまた、青森市でもコンピューターシステムが止まって大変なことになったように、そういうことにはなりたくないという思いもあるわけであり。ただ、それらのことをいろいろしんしゃくしながら、毎年毎年、少しでも無駄のない予算をつくり上げようということをやってきて、今回提案を差し上げている5年度の予算であるということをご理解いただければと思います。

いろいろお尋ねがあったので、全部答え切れたかどうかあれなのですが、私とすれば事細かな予算の数字まできちっと見ながら、無駄のないように組ませていただいているということでもあります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） そういう答えが出ることは想定をしています。それは当然だと思います。しかし、やっぱり各業者さん、どこまでも強気なのです。最初の入札の時点であれば、今ゼロ円とかはしないですけども、それに呼応した中身でやっても、彼らはどこかで元を取るのです。とすれば、行政サイドも何か対策を考えなければ駄目でしょう、これは。各町村が同じような条件、北郡もそうですけれども、北、西とか併せながらでも、やっぱりそういう共通ソフトを使いながら事務の広域化をすることによって、そういう経費が節減できるのではないですか。私の言いたいのはそこなのです。原点に戻れば、やっぱり業者さんに振り回されるような行政であっては駄目なのです。自

分たちが買う人です。買う人が言いたい放題に言わせるような中身であっては駄目ですし、それを各自治体の首長さんたちもそういう認識を持ちながらやれば、まだまだこれが経費の節減になっていくのではないかというのが最後の結論なのです。そういう協議というのはこれからなされないものですか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今の野上議員のお尋ねにまともに答えると、1時間くらいしゃべっていなければいけなくなるのであれなのですが、私先ほど県庁の時代にコンピューターのシステムを担当したということを書き上げたわけでありましたが、町長になって町のコンピューターを使ったシステムを見たときに、まず契約の在り方がおかしいと、もっともっと広域化によって経費削減できるはずだということを、恐らく40市町村長の中で誰も言っていないことを私だけが言ってきたはずなのです。ここの西北地区で、ではクラウドでやりましょう、弘前も含めてクラウドでみんなでやりましょうと、共同処理システムをつくりましょうよというのを提案したのは私なのです。そのために、町の職員を2年間、県庁のコンピューターシステムのところに研修に行かせたのです。常に私情報を取ったのですけれども、元いた企画政策部の所管であったものですから情報を取っていたのですけれども、聞いたら、各町が入れているシステムが日立、NEC、富士通というふうに分かれていて、なかなか一本化できない。私に言わせるとできるのですけれども、入り口のデータの調整をするだけでできるので、並べ替えするだけでできるので、できるのですけれども、業者はできないと言っていると。ということで、ずっとやってきたわけですが、逃れられずに。それをいろんな機会あるたびに国にも言ってきたのです。そして、総務省がいよいよ動き始めて、デジタル庁ができて、令和7年を中心に市町村の事務処理システムを汎用化すると、要するにどこの業者でも同じような仕組みにできるようにするのだということでいよいよ動き始めたので、我々もそれに合わせて、今、令和7年に合わせて、町のシステムの見直しもかけ、人材育成のために1人職員、2年間県庁に、町の給料でやらせて、勉強させてきたのです。

その結果を今、出そうとやっているのですけれども、相手があることで、五所川原市さんとかはなかなか、では一緒にみんなでやりまし

ようというふうに言ってくれないのです。それは、そのシステム、それぞれ違うメーカーさん、ベンダーさんのシステムを使っているということもあるし、首長さんたちの理解そのものがそこまで進んでいないというのもあるので、私はデジタル庁を突破口にして、令和7年に向けてやっていくしかないのかなと思っております。できれば広域で、それは先ほど議員からもお話あったように、町民の数が減っていくわけですから、スケールメリットを活かせるのはコンピューター処理ということなので、できるだけ広域でやるような仕組みに変えていくことによって、コスト削減を図っていければなというふうに考えております。全く考えていなかったわけではありませぬので、ご理解をいただければと思います。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） 最後になりますけれども、先ほども、給食費の話もそうでしたけれども、そういう項目を使いながら、まだまだスリムにできるものはちゃんとスリムにして、やっぱり教育費も今年度中には見通しを立てて、来年度であれ、再来年度であれ、恐らく今の福祉センターそのものも完成すれば、これはまた債務も当然膨らんで、いわゆる経常項目も、経常収支の比率も上がってくると思います。しかしながら、それをあえて考えながらも、そういう方向に向かっていてほしいと思っています。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 農業政策についてお伺いいたします。

今、農業者も高齢化してしまして、集約農家が増えております。そこで、我が町でこれからやっぱりAIに頼っていかなければできなくなっているような状況にもなっています。そこで、我が町としては、スマート農業に向けた事業、そしてまたAIに向けた事業等とか、考えておられますでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） スマート農業の話、スマート農業も含めた人手不足、いわゆる担い手不足に対する対応というふうに受け止めたわけでありましたが、鈴木議員、しばらくぶりに議場にお戻りになられたというこ

とで、情報が少なかったのかもしれませんが、今日おられる野上議員のところでもやっておられますけれども、青森県の中でもスマート農業の取組が最も早く進んでいる地域が、この中泊地域であるというふうに私自身は認識しております。と申しますのも、国、県の事業で区画整理の事業、様々やってきたわけではありますが、今1枚で2町歩近い田んぼができてきていまして、とても人力では対応できないような田んぼになってきているわけです。それも全て機械を入れて省力化を図るという意味で、大規模圃場にしてきているわけでありまして、それを動かすためにスマート農業ということで、トラクターの自動運転ですとか、秋に収穫したときに、それぞれの米の水分量、たんぱく量を機械が全部センサーでデータを取って、それを春先に田植するときにはピンポイントで施肥をしていくようなシステムをやることによって、自動化、省力化をしていく。そして、水管理についても、水まわりくんというシステムが入っていまして、一々人が見て回らなくても水管理がちゃんとできるような仕組みを入れたり、先ほど私シャインマスカットの話を申し上げましたけれども、シャインマスカットでいけば、何も食ってみなくても甘みが分かる非破壊の糖度計を補助させていただいたり、そういうことを取り組みながら、できるだけ省力化でもやっていける、そして収入も上がっていけるような農業に変えていこうということでやっているわけであります。

私がいつも申し上げているのは、農業であればスマート農業、漁業であればスマート漁業、スマート漁業というのは、気候、それから季節、水温、そういう様々な状況に応じて、あそこにこの時期行けば、この魚が捕れると、日本中が養殖場になるというふうな、トリトンというスマート漁業のシステムもありまして、そういうことも併せて進めながら、1次産業で食える形をつくっていこうということでやっているところでもあります。

我が町、このスマート農業に関しましては、担い手不足がよその地域よりも深刻な地域であればこそ、スマート農業のような省力化が必要だというふうに考えて取り組んでいるところでもあります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりやすく町長の説明、ありがとうございます。

やっぱりこれから若い担い手もできていきますので、やっぱりそれなりの、機械も今言ったとおり拡大化していかなければいけないし、いろいろあるので、それなりの助成みたいなものが本来であれば一番いいのですけれども、そういう助成もなかなか我が町は難しいと思うので、県、国の助成とかもありますので、もっとかみ砕いて農業者に分かりやすいような説明をしてもらえれば、皆その事業に向けた事業をやっていけると思いますので、ぜひ役場のほうでも、大変だろうけれども、各自治体にも呼びかけて、農業者も呼んで、こういうものがありますよ、こういうのやれば、こういうお金もらえますよとかのあれが、まだ農家に隅々までは届いていないようですので、できれば隅々まで届くような行いをしてもらえば大変助かると思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 観光についてであります。宮越家は大変好評でございます。地元よりも町外の方々、弘前、青森、五所川原、すごく喜んでくれています。最近では、大人の休日のジパングの雑誌に大きく載っていました、大石武学流というところで。それで皆さんとても興味を持っております。ただ、その中でボランティアの会がちょっと疲弊している感じで、20名の会員はいるのですが、最近休む方が多くて、1人の方に負担が多いと。どうかして役場職員もお手伝いはしてくれているのですけれども、もう少し何か考えてほしくて、役場にお願いでできないものかしら、いいアイデアないかしらとお願いされまして、会長さんも高齢ですと、何とかというお話を聞きましたので、どうかアイデアをお願いしたいと思います。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 宮越家のボランティアの話であります。宮越家を一般の人に見てもらおう、そのためにどうすればいいかということ私来てから様々考えて、ここまで来たわけですが、町の職員が全て対応してやるというのがそもそも無理であろうと。ボランティアで全部対応して、1年365日開けるような形も無理であろうと。であれば期間限定で、春先に1か月、秋に1か月。私もう一回くらいやりた

いのだけれども、そうなるとボランティアはもたないだろうなということを考えて、最初、米塚教育長さんがおられたときに、まず研修会から始めて、できるだけ多くのボランティアの皆さんに参画をしていただき、交代交代で、あまり負担が重くならないような形でやればよいなということでスタートしてきたわけですが、結局いろんな事情があって、なかなか増えていかないという部分があるものですから、私とすればもっと多くのボランティアの皆さんに参画をしていただくことで、無理なときは行かなくても回るような形をつくっていければなと思っておりますので、これからも研修を通じて多くの方々に、町外の方でも結構ですので、ボランティアに入っただけのような形を積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ボランティアの皆さんに、具体的に何の要望があるのかをまだ伺っていなかったものですから、今後そこら辺の話も聞きながら、ボランティアの皆さんが気持ちよく、負担なく活動していただけるような体制をつくっていきたいなど。それによって、宮越家を開ける期間を少しずつ、回数も増やしていけるのかなと思っていましたので、そこら辺議員のほうからも何かございましたら、いつでもアドバイスをいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ありがとうございます。2回しか見せないというのは、とっても価値を高く持つためでないのとはよそからの評判です。毎回見せると、まあいいやと思うのに、1年2回しか見られない、だからこそ見たいのだ、もう一度見たいという要望が。観光客にはとても喜ばれていますので、ボランティアのガイドさんもとても好評ですし、何とかそこのところよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

青山議員。

○10番（青山雅晴君） 今、議員の皆さん方と町長からの説明を聞きましたけれども、当町は農業と漁業の町を打ち出しております。いずれにしても、私思うには、やっぱり後継者不足が一番原因でないかなと思っ

ております。私も大豆を作付しておりますけれども、今私の言いたいことは、農政課の課長に、当町は、私の場合は山間部に大豆を作付します。こめ米ロードとか、そういうところには猿は来ないけれども、猿害は物すごいものです。特に今泉地区は100匹ぐらい来ています、一回に。作付しても掘り起こされて、食べられてしまって。だから、私今1つ言いたいのは、山越えするとソバの作付しております。なので、そういう猿害のあるところは、ソバ、減反の対象にしてもらいたいなと思って。猿は、ソバをたしか食わないと聞いております。だからあと、こめ米ロードとか、そういうところは猿に食べられないし、とにかく山間部は猿が物すごく多い。昨年ですか、うちのほうにいなかった猿、山越えして、蓬田まで行っております。名前ついていないので分からないけれども。だから、蟹田、蓬田地区はソバを作付していますけれども、ぜひとも当町でも、ソバは年に2回作付して収穫することができます。ひとつ課長からその辺お伺いします。

○議長（川山光則君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 青山議員のご質問にお答えします。

ソバについては、町としても転作作物として対象としてございます。ただ、転作の交付金をいただくには、出荷までの証明がなければいけないと、販売までいかないと交付金がもらえないということでございますので、それをクリアすれば、十分作付しても結構でございます。

もう一つの猿対策ですけれども、これから始まるのですけれども、令和5年度にジョロキアの実証実験を行うと。猿はジョロキアの周辺には来ないということを知っていましたので、1年間かけてそのジョロキアの作付のノウハウ等を勉強して、中山間のほうに植えて、ちょっと実験してみたいという計画はしてございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 青山議員。

○10番（青山雅晴君） ありがとうございます。ただ、私聞くには、大豆の作付して、ヤギを放すと来ないそうです。

それと、今、除雪で大変道路が、舗装が壊れております。私も嘉瀬のところを走っていくのだけれども、昨日見たら、たまたまその人が自分の道路前のところに碎石を敷いていました。これも道路補修、いつ頃の予定ですか。できれば早くやってくれないべかと農家のお願い

ですので、ひとつ環境整備課長、舗装の……町長か。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 課長の答弁を要望でございますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今、今泉、薄市、宮野沢の機構のほうの区画整理事業がスタートをしてまいります。この機構のほうの区画整理事業の中についている条件が、1割程度は高収益作物をつけることというようなことになっていまして、田んぼだけやるなよということだと思っておりますが、その際に、今議員のほうからもお話のあった、ソバがいいのか、何がいいのか、猿と戦うには何がいいのか。私前、某テレビ番組を見たときに、長野のリンゴ農家がヘーゼルナッツというナッツ、硬い殻のナッツを作っているというのがあって、調べたら青森県の平川でもリンゴ農家さんがやり始めていると。私、うちの中山間地のほうの高収益作物のほうにナッツみたいなものどうなのだろうかと、猿もあの硬い殻なら食えないのではないかなと思って。あともう一つは、ナッツの場合、ブルーベリーとかと違って収穫がすごく楽なのです。掃除機、バキュームみたいにやると、背中にしょって、籠をしょって、バキュームで吸い上げていけば収穫できるので、ブルーベリーとかよりもはるかに楽だし、ブルーベリーは猿が食うので駄目なのですけれども、ヘーゼルナッツだといけるのではないかなと。

様々な工夫をしながら、猿も、今日猟友会の会長さんもおられるのであれですけれども、ただ撃ってしまえばいいというわけでもなくて、本当に人間と競合したときには駆除というのはやむを得ないのですけれども、むやみやたらに駆除してしまえばまた問題もあると思うので、そこは猿と競合しないような作物を中山間地でどうやるかということも考えながら、今後区画整理に向けて考えていきたいなと思っております。

それから、道路の話でございます。この時期になると、雪解けると穴ぼこが見えてくるのです、壊れたところが。雪あるうちはあまり気づかないですけれども。できるだけ早く対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 青山議員。

○10番（青山雅晴君） 私今お話ししながら、猿害は全国的な問題でございます。ある九州の地区では、何を植えても食べられますけれども、やっぱりスモモだけは食べないと言われております。だから、九州の方は、スモモを物すごく作付しているということで、参考までに。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 教育関係になると思うのですが、中泊カルタ作成についてであります。地域おこし協力隊の一人でありました三宅さんが残念ながら京都に帰ってしまいました。その方が本当に中泊のことを観察し、中泊カルタというのを、私はすばらしいと思ったのですが、前教育長のときからでございます。私もいつ出来上がるのかなと楽しみにして、途中経過も聞いてはおるのですが、いつだろう、いつだろうと思っていたのですが、先般三宅さんからお電話がありました。「かるた、もうできたでしょう」、まあ、何とまだまだ愛着を持っている方だなと思っていまして、今途中ですと答えて、出来上がるのが楽しみですというぐらいしか答弁できませんでしたが、どれくらいまでになっているか、ちょっと教育長さんにお伺いしたいのですが。私今持っています。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 地域おこし協力隊の三宅さん、体調不良ということで、残念な結果になったわけではありますが、彼、町から離れるときに私のところに、自宅に来て、話ししていただきました。このかるたの話も、資料も含めて聞いておったわけであります。町のいろんな観光ですとか、いろんなものを言葉で残すという意味では、すごく有効なものであろうかなと思っております。ただ、かるたがいいのか、何がいいのかという話になりますと、まだまだ検討が必要なのかなと。と申しますのも、中里高校が閉校になったわけではありますが、閉校になる前に中里高校の生徒さんたちもかるたを作っているのです。いろんな中泊の景色だとか観光だとかを題材にしたかるたを作っています。かるたと言えば、我が母校、五所川原高校がかるた強いわけではありますが、どういふふうな形でこの地域のために使っていけばいいのかというところを様々検討しながら、かるたがいいのか、何がいいのかも検討しながら

ら、今後三宅さんのアイデアが無にならないように、文化観光交流協会ともタイアップしながら考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 私も見ていまして、すばらしいなど。私が知らないことをいっぱい観察していました。ですので、議員さんたちにも、見てみたいと思う方には配付していただいて、かるたにすればいいのか、ほかのものにすればいいのかを少し皆さんで考えて、早くにこれを、本当に町のことを観察した文でございます。三宅さんの私案でございますが、中高のそれとも一緒に併合して、何とか何かにして残していただきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） すみません、もう一度。これは、お願いというか、聞きたいことなのですけれども、こめ米ロードについてなののですけれども、金木から五所川原に向けて皆さん走っていると思っておりますけれども、かなり道路が壊れていまして、我が町の救急車もそこを恐らく通るわけですよ。あの道路であれば、緊急自動車が走っていても速度出すことができないと思うのです、あまりにも凹凸がすご過ぎて。あれというのは、どうなのでしょう。あれは五所川原のほうになるので、それは五所川原でなければできないよというのであればしょうがないのですけれども、やっぱりうちのほうの救急車も走る道路ですので、タイアップして何とか陳情してもらって、もうちょっとスムーズに走れるようにできないものかどうか、ちょっと質問したいのですけれども、よろしく願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） こめ米ロードの話でございますが、議員おっしゃるとおり、蒔田のところからというか、あそこら辺から五所川原の管轄になりまして、そもそも農免道路なわけでありまして、スピードは控え目に、農耕車優先にと看板かかっていると思うのですけれども、あまりスピード出して走るところではないのですけれども、トラックとかが走ると穴っこ空くというのが農免道路の弱点でありまして、これ

実はお隣の外ヶ浜町に走っている280号の国道は農免道路と並行して走っていたわけでありますが、逆に280号を生かして農免道路を傍らに置いてしまったのです。うちのほうは339号、あまり走らなくなって、農免道路を主にして走るようになってしまったので、農免道路というのはどうしても軟らかく造ってあるので、普通に使うと壊れるのが早い。だから、スピードも出さないで、大きいトラックも走らないでくれと言えるかといえ、なかなかこれも言えないので、難しいわけでありますが、できれば339を使って、県が直す道路を余計減らしてほしいなと思うのですけれども、現実にはなかなか難しいなと思っております。

町の部分に関しては、頻繁に穴とか空いているところは直すようにはしているのですけれども、道路のほうのお金というよりは、農水のほうのお金を使ってやるような格好になりますので、県のほうとも相談しながら対応していきたいなと思っております。五所川原のほうは、何とか五所川原のほうにしゃべっていただければ。よろしく。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） そういうことでしたら、あくまでも農免道路ということですので。だからといって車の規制も、大型通行禁止とか、そういう規制もできないでしょうし、大変だろうと思うのですけれども、我が町では昨年あたりでもかなり舗装がよくなっています、うちのほうの町でできて、五所川原はできないのかなとちょっと疑問もあったもので、それでちょっと質問させていただきました。どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） ないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第3号から議案第9号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号並びに日程第11 議案第11号

○議長(川山光則君) 日程第10、議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について並びに日程第11、議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定について、以上2議案を関連がありますので一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案一覧7ページを御覧願います。本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の管理について国の法律が適用されることになったため、現行の中泊町個人情報保護条例を廃止し、国が認める範囲において、施行に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

提出議案一覧10ページを御覧願います。中泊町個人情報保護法施行条例では、実施機関、手数料等、審査会への諮問等に関する事項を定め、廃止する現行条例の罰則規定については、経過措置として附則で定めております。

中泊町個人情報保護審査会条例では、審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めております。

なお、本条例は令和5年4月1日からの施行となっております。

以上で、議案第10号 中泊町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号 中泊町個人情報保護審査会条例の制定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。
新旧対照表の3ページを御覧ください。この改正は、令和5年度から
税務課及び会計課を統合し、新たに「税務会計課」を設置することか
ら行うものです。人口の減少に伴い、効率的な行政運営を行う観点か
ら変更するものであります。

第2条第4号では「税務課」を「税務会計課」に、第6条では見出
しを「税務課の事務分掌」から「税務会計課の事務分掌」に変更、第
3号に「公金の支払及び収納に関すること」を追加し、併せて繰り下
げた第4号を「その他税務一般及び会計に関すること」と改正してお
ります。

そのほか、現状の事務分掌状況に合わせるため、本改正に合わせ、
総務課、総合戦略課、福祉課の条項も変更しております。

以上で、議案第12号 中泊町課設置条例の一部改正についての説
明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（川山光則君） 日程第13、議案第13号 中泊町印鑑の登録及び証
明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第13号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの16ページを御覧願います。今回の条例改正は、個人番号カードを使用し、窓口及びコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とすることから、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の4ページを御覧願います。第10条第2項において、窓口にて印鑑登録証に代えて個人番号カードでも証明書を交付可能とすることを、第3項において、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等にて証明書を交付可能とすることを加えております。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第13号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（川山光則君） 日程第14、議案第14号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第14号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの18ページを御覧願います。今回の条例改正は、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末から各種証明書を交付することが可能になることに伴い、その手数料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の5ページを御覧願います。別表第1第1項に多機能端末機による戸籍謄抄本の料金450円を、15項に多機能端末機による税証明手数料の料金200円を、19項に多機能端末機による印鑑証明手数料の料金、6ページを御覧ください、200円を、22項に多機能端末機による住民票の各料金200円を、25項に多機能端末機による附票の写しの手数料、料金200円を追加しております。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第14号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） ちょっと確認なのですけれども、個人番号カードというのはマイナンバーカードのことですか。それで印鑑証明書とか取れるのであれば、従来の印鑑証明のカード等はどういうふうな取扱いになるか、ちょっとお知らせください。

○議長（川山光則君） 三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） ご質問のとおり、マイナンバーカードは個人番号カード、同一のものでございます。

あと、印鑑登録証明書につきましては、印鑑登録をした際にこれからも交付はいたします。そして、印鑑登録カードは、そのカードさえ持っていれば、誰が来ても印鑑登録証明書を発行することができます。マイナンバーカードは、身分証明として使いますので、貸し借りはしないと思いますので、窓口に来る際は、ほかの人が来る場合は印鑑登

録カードを持ってくるという格好です。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第15号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第15号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案議案書つづりの20ページを御覧願います。今回の条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、出産育児一時金の支給額の改正を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の7ページを御覧願います。第5条において、出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に改めております。

本条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第15号 中泊町国民健康保険条例一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

○議長(川山光則君) 日程第16、議案第16号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長(下山貴子君) 議案第16号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの22ページを御覧願います。この条例の改正は、本年4月1日施行のこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が一部改正されることに対応するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の7ページを御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正による条項ずれに対応するもので、第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改め、第2条中「法77条第1項」を「法第72条第1項」に改めるものであります。

本改正条例の施行日は、令和5年4月1日からといたしております。

以上、議案第16号 中泊町子ども・子育て会議条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長(川山光則君) 日程第17、議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長(三上晃瑠君) 議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの24ページから25ページを御覧願います。中泊町企業支援施設の設置に関する条例は、本町の雇用促進を図るとともに、特色ある事業の創出及び地域産業の発展に資することを目的に、旧給食センターを中泊町企業支援施設とし、施設の使用に関する事柄を定めたものであります。

現在、町の誘致企業として水産物加工会社が当施設を使用しておりますが、今後の新たな雇用創出や産業の発展を目的に、施設使用者の固定化を防ぎ、様々な企業による施設の利活用を図る観点から、施設の使用期間及び使用者の公募について定めるため、条例の一部改正を提案するものであります。

以上、議案第17号 中泊町企業支援施設の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号

○議長(川山光則君) 日程第18、議案第18号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長(藤本雅久君) 議案第18号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案書つづりの26ページを御覧願います。道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

改正の主なものは、条文の改正と道路占用料の額の改定及び追加であります。

改正内容については、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の10ページをお開き願います。第2条第1号中「第3条ただし書」を「次条ただし書」に改め、第4条第1号中「令」を「政令」に改めております。「政令」に改めたことに付随し、別表中の「令」を「政令」に改めております。

占用料の改正については、3年に1度の定期的な土地評価額の評価替えなどにより、国及び県に準じて改定するものであります。10ページから14ページの別表のとおりとなっております。

14ページを御覧願います。政令第7条第14号に掲げる施設として、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の占用料が追加となっております。

今回の占用料の改定は、全体的に多少の増額となっております。

この条例は、令和5年4月1日から施行といたします。

以上、議案第18号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号

○議長（川山光則君） 日程第19、議案第19号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第19号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの32ページを御覧願います。この条例の改正は、地域防災力の要として極めて重要な役割を担っている消防団員の報酬額を引き上げ、団員を確保するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の14ページを御覧願います。第14条に規定する年額報

酬を消防庁が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に合わせ、団員については3万6,500円、その他上位の階級についても見直し、引き上げております。

以上で、議案第19号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第20号

○議長（川山光則君） 日程第20、議案第20号 中泊町子育て支援金条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第20号 中泊町子育て支援金条例の廃止についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの33ページを御覧願います。本条例は、未来を担う子供たちの健全な育成及び資質の向上を図ることなどを目的として、子育て支援金の支給について定めたものであります。

支援金の種類及び金額は、誕生祝金第2子3万円、第3子以降10万円、小学校入学祝金は第3子以降に5万円となっております。支援金の種類ごとに支給要件がありますが、5年以上町に住所を有していた保護者等に支給してまいりました。

これに対しまして、国が令和4年4月出生分から、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を図るため、伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体化して実施する出産・子育て応援交付金事業として、出産・子育て応援給付金、合計10万円の支給を開始しました。

この事業には、町の一般財源も活用され、子育て世帯を支援することから、条例の廃止を提案するものであります。

以上、議案第20号 中泊町子育て支援金条例の廃止についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第21号

○議長（川山光則君） 日程第21、議案第21号 中泊町生産物直売所条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 議案第21号 中泊町生産物直売所条例の廃止についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案つづりの35ページを御覧願います。当該直売所は、小泊漁港敷地内にあり、県から借り受けし、平成8年、旧小泊村時代にあずまやや駐輪場のような形状で、朝市開催の場とし

て15区画整備されたものであります。

当時は、中泊町の特産品の販路拡大を図り、地域の就業の場を形成することを目的として設置されたことから、これまで朝市や活ハマまつり開催時の出店、鮮魚販売など、限定的な使用にとどまっており、近年では利用実績がない状況にあります。

そこで、今後は、漁業振興や特産品づくりの使用など、もっと幅広く貸出し可能な制度を構築し、有効的な利用促進に努めてまいりたいと考え、このたび本条例を廃止するものであります。

以上、議案第21号 中泊町生産物直売所条例の廃止についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号

○議長（川山光則君） 日程第22、議案第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ104億2,978万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

18ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、19ページを御覧願います、第14目財政調整基金費、24節積立金に4億6,182万6,000円を計上しております。

22ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、27節繰出金に、介護保険特別会計繰出金の額の確定に伴い、合計で212万6,000円を計上しております。

24ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、27節繰出金で、国民健康保険特別会計事業勘定から国民健康保険特別会計診療施設勘定まで、額の確定により合計で3,175万3,000円を計上しております。

第5目老人保健対策費、25ページを御覧願います。27節繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金の額の確定により315万2,000円を減額しております。

27ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、28ページを御覧願います、第5目農業経営基盤強化促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に、担い手確保・経営強化支援事業補助金として2,370万6,000円を計上しております。

第4項農地費、29ページを御覧願います、第2目土地改良費、18節負担金、補助及び交付金で、国の補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金から県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金まで、合計で1,599万6,000円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、30ページを御覧願います、第5目災害対策費、14節工事請負費に、被災地観光案内看板設置費として434万8,000円を、18節負担金、補助及び交付金に、被災事業者持続化支援金1,350万円を計上しております。

31ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、18節負担金、補助及び交付金で、令和4年度分の北部中央消防署建設事業費及び人件費等の精査により3,560万7,0

00円を減額しております。

32ページを御覧願います。第10款教育費、第2項小学校費、33ページを御覧願います。第7目中里小学校緊急対策費から第10目小泊小学校緊急対策費で、管内小学校の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品及び備品購入に係る経費を計上しております。

第3項中学校費、第5目中里中学校緊急対策費、第6目小泊中学校緊急対策費においても、新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品及び備品購入に係る経費を計上しております。

35ページを御覧願います。第11款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、第1目農業用施設災害復旧費で、事業費の確定に伴い、測量・設計等を3,989万8,000円減額し、第2目林業施設災害復旧費では、財源の組替えを行っております。

第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋梁災害復旧費で、設計・測量等142万5,000円を計上し、第2目河川災害復旧費で、測量・設計等1,491万2,000円を減額しております。

36ページを御覧願います。第3項厚生労働施設災害復旧費、第1目衛生施設災害復旧費に、中泊町一般廃棄物最終処分場の復旧工事に係る経費として7,232万5,000円を計上しております。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子、合計で411万8,000円を計上しております。

そのほか、既定予算額の精査や事業費の確定などにより、所要の予算補正を行っております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税及び第2目法人町民税で合計89万7,000円を計上し、第2項固定資産税では1,902万9,000円を計上しております。

12ページを御覧願います。第12款分担金及び負担金、第2項分担金、第1目災害復旧費分担金で、農地・農業用施設災害復旧費に係る分担金として332万2,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,615万2,000円を、第6目災害復旧費補助

金で、災害査定設計委託費等補助金（現年災）分1,018万1,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理費補助金に、大雨災害対策のための市町村元気事業補助金4,647万円を、15ページを御覧願います。第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金に、担い手確保経営強化支援事業費補助金2,370万6,000円を計上しております。

第16款財産収入、第2項財産売却収入、第2目不動産売却収入では、旧博物館今泉分館の町有財産売却収入1,576万5,000円を計上しております。

16ページを御覧願います。第21款町債、第1項町債、第2目衛生債から、17ページを御覧願います。第8目災害復旧債まで、合計で7,410万円を計上しております。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。第2表繰越明許費では、第2款総務費、第1項総務管理費、総合福祉健康センター建設事業から第11款災害復旧費、第3項厚生労働施設災害復旧費、衛生施設災害復旧費の20事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

7ページを御覧願います。第3表債務負担行為補正では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和5年度で予定する事業において、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定し、2、変更では、既に契約済みの指定管理者制度による公の施設の管理運営業務について、限度額を変更しております。

8ページを御覧願います。第4表地方債補正、1、追加では、県営防災重点農業用ため池整備事業を利率年4%以内とし、限度額を980万円と定め、計上しております。

2、変更では、医師確保対策事業から、衛生施設災害復旧事業（現年災）までの12事業について、事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更しております。

3、廃止では、災害援護資金貸付事業について、対象利用者の申請

がなかったことから、廃止するものであります。

以上、議案第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号
についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 12ページ、お願いします。使用料なのですが、
公営住宅の使用料、現年度分、マイナスになっているのですが、
これは入居者が少なくてマイナスになったのか、未収があってマイナ
スになったのか、お知らせ願えればと思います。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員の質問にお答えいたします。

今回減額になったのは、家賃が高い方が退去しましたので、その人
の分の入ってくるのが減額と、あと入居者と退去者の関係なのですけ
れども、入居者よりも退去者が多いために減額となっております。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 入替え、いろいろ、入ったり出たりということで、予
定した額よりも減額で、では未収はないのですね、今年度は。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） はい、ありません。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（川山光則君） 休憩中の会議を再開します。

◎発言の訂正

○議長（川山光則君） 午前中の発言内容について訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員より、議案番号第22号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第16号の歳入において、第3款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目土木使用料の公営住宅使用料の現年分に未納はないのかのご質問に、ありませんとお答えいたしましたが、課に戻り確認したところ、現在未納が数件ありました。未納者に対して、毎月引き落とし不能であることの通知や督促状を送付し、お知らせしておりますが、これから出納閉鎖の5月末まで、滞納のないように個別面談などを行い、収納に努力してまいりますと訂正させていただきたいので、ご理解をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（川山光則君） これについての質疑はありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 一生懸命徴収に努力してください。

◎日程第23 議案第23号

○議長（川山光則君） 日程第23、議案第23号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第23号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ1,658万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億788万1,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,433万円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

10ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、3節職員手当等から12節委託料まで、合計2,965万4,000円を減額しております。

第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に2,946万5,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第9款支出金、第1項償還金及び還付加算金、第6目償還金において、国庫及び県支出金過年度分返還金として、合計165万6,000円を計上しております。

第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金に1,511万7,000円を計上しております。

次に、歳入であります。8ページにお戻り願います。2、歳入。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目社会保障・税番号システム整備費補助金で、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援に係る補助金として5万5,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金で562万5,000円を減額しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において、1節保険基盤安定繰入金（軽減分）から、9ページを御覧願います。6節財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ額が確定したことにより、合計で1,747万7,000円を計上しております。

第8款諸収入、第3項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金に467万3,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。16ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、4節共済費から18節負担金、補

助及び交付金まで、合計で78万5,000円を減額しております。

第2項歯科用施設管理費、第1目一般管理費で、4節共済費を10万4,000円計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費で備品購入費の残22万円を減額し、第2目医薬材料費で検査等の手数料17万円を減額し、合計で39万円を減額しております。

第2項歯科用医業費、第2目医薬材料費で、医薬材料費及び歯科技工士手数料の合計で84万9,000円減額しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、13ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から第5目生保・予防法診療報酬収入まで、精査の上で、合計で2,047万円を減額しております。

第2項歯科外来収入においても、第1目国民健康保険診療報酬収入から、14ページを御覧願います、第5目生保・予防法診療報酬収入まで、精査の上、合計で1,211万7,000円を減額しております。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金において、第1目事業勘定繰入金で1,511万7,000円を、第2目一般会計繰入金で1,427万6,000円を、合計で2,939万3,000円を計上しております。

第6款諸収入、第2項受託事業収入、第2目予防接種代金で109万8,000円を計上しております。

15ページを御覧願います。第7款町債、第1項町債、第1目診療施設整備事業債で20万を減額しております。

以上、議案第23号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第24号

○議長(川山光則君) 日程第24、議案第24号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長(下山貴子君) 議案第24号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,556万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧ください。

3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、居宅介護サービス利用者等の増により居宅介護サービス給付費1,563万6,000円、居宅介護サービス計画給付費295万4,000円を計上、グループホーム利用者等の減により地域密着型介護サービス給付費1,776万6,000円減など、合計で22万5,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金で、負担金132万1,000円を計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金で、通所型サービス支給費300万円を減額しております。

11ページを御覧ください。第3項包括的支援事業・任意事業、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、12節委託料で、地域包括支援センター運営事業157万8,000円を減額しております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。6ページを御覧ください。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課状況等を踏まえて546万9,000円を減額しております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目調整交付金に1,952万7,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金で1,045万1,000円を減額しております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から、8ページを御覧ください。第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計212万6,000円を計上し、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金538万3,000円を減額しております。

以上、議案第24号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第25号

○議長（川山光則君） 日程第25、議案第25号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第25号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額を増減なしとし、予算総額をそれぞれ4,359万3,000円とするものです。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

補正する主なものは歳出で、3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料で固定資産調査委託料130万円を減額し、第2目施設管理費、10節需用費で物件修繕料22万円、12節委託料で処理施設管理業務委託料108万円を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたしますので、3ページを御覧願います。第2表債務負担行為補正、1、追加では、令和5年度で予定しております公営企業法適用支援業務委託について、本年度で契約の締結を要することから、追加設定するものです。

以上、議案第25号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第26号

○議長(川山光則君) 日程第26、議案第26号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第26号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ160万円減額し、予算総額をそれぞれ2,420万7,000円とするものです。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料で固定資産調査委託料160万円を減額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金で一般会計繰入金160万円を減額いたしております。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたしますので、3ページを御覧願います。第2表債務負担行為補正、1、追加では、令和5年度で予定しております公営企業法適用支援業務委託について、本年度で契約の締結を要することから、追加設定するものです。

以上、議案第26号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号の説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第27号

○議長（川山光則君） 日程第27、議案第27号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第27号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ819万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,367万8,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料で合計101万円を減額し、第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に後期高齢者医療保険料等負担金など、合計で718万7,000円を減額しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻り願います。

2、歳入。歳出の関連により、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料、普通徴収保険料の合計で817万8,000円を減額し、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、1節事務

費繰入金から3節療養給付費繰入金まで、合計315万2,000円を減額しております。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金において、前年度繰越金の確定に伴い、392万9,000円を計上しております。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入において、後期高齢者健診受託収入等を合計79万6,000円減額しております。

以上、議案第27号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第28号

○議長（川山光則君） 日程第28、議案第28号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第28号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を2万7,000円追加し、総額2億9,983万9,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、28節負担金に小泊ダム管理費1,000円を、第4目総係費、5節法定福利費に職員共済組合負担金2万6,000円を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。第1表債務負担行為補正、1、追加では、令和5年度で予定しております料金調定システム料について、本年度で契約の締結を要することから、追加設定するものです。

以上、議案第28号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第29号から日程第31 議案第31号まで

○議長（川山光則君） 日程第29、議案第29号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第31、議案第31号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3議案を一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

- 町長（濱館豊光君） 議案第29号から議案第31号、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現委員の任期満了に伴い、後任委員3名を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第29号は、委員に佐藤恭一氏を選任するものであります。佐藤氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号は、委員に阿部二郎氏を選任するものであります。阿部氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号は、委員に佐藤るり子氏を選任するものであります。佐藤氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第29号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

議案第30号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

議案第31号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

◎日程第32 議案第32号

○議長(川山光則君) 日程第32、議案第32号 中泊町教育委員会教育長の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第32号 中泊町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

鈴木信也氏につきましては、議員の皆様ご存じのとおり、昨年6月より教育長を務めていただき、その間、ICTを活用した効果的な学習指導に取り組むなど、教育環境の整備を進めてきたところであります。

今後は、少子化を見据えた学校配置等の課題も山積しており、重要な役割を果たしていただくべく、再度任命させていただきたいと考えております。

また、教育長就任以前は、千葉県船橋市を中心とした小中学校で校長を歴任した経歴があり、教育行政に非常に明るく、教育長として適任であると存じますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

◎日程第33 議案第33号

○議長（川山光則君） 日程第33、議案第33号 中泊町教育委員会委員の
任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第33号 中泊町教育委員会委員の任命について
ご説明申し上げます。

現委員、東山綾子氏の任期が令和5年5月17日をもって満了する
ことに伴い、後任の委員として同氏を再任するに当たり、議会の同意
を求めるものであります。

東山氏は、平成27年9月に中泊町教育委員会委員に任命されてから
今日に至るまで、当町の教育委員会委員として活躍されており、適
任であると存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

◎日程第34 議案第34号

○議長（川山光則君） 日程第34、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件について説明申し上げます。

現委員、鳴海晃氏の任期が令和5年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

鳴海氏は、中里地域富野在住で、令和2年4月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしく願います。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

◎日程第35 議案第35号

○議長（川山光則君） 日程第35、議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは私に関する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代します。

（議長、副議長交代）

（議長 川山光則君退席）

○副議長（秋元 隆君） 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

日程第35、議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところでございます。応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等13名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回議案提出いたしました案件につきましては、1団体の応募であり、従来の管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、この団体を適当であると認めたところでございます。

恐れ入りますが、提出議案一覧43ページを御覧願います。議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、小泊観光協会であります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第35号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理

者の指定についてのご説明といたします。

○副議長（秋元 隆君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

川山議長の入場を許可します。

議長職を交代します。

（議長、副議長交代）

（議長 川山光則君入場）

◎日程第 36 議案第 36 号

○議長（川山光則君） 日程第 36、議案第 36 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは成田議員に関する案件になりますので、地方自治法第 117 条の規定により成田議員の退席を求めます。

（3 番 成田直人君退席）

○議長（川山光則君） 本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第 36 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところがございます。応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等 13 名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査

をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回議案提出いたしました案件につきましては、1団体の応募であり、従来の管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、この団体を適当であると認めるところでございます。

恐れ入りますが、提出議案一覧44ページを御覧願います。議案第36号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、小泊漁業協同組合であります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第36号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

成田議員の入場を許可します。

（3番 成田直人君入場）

◎日程第37 議案第37号から日程第40 議案第40号まで

○議長（川山光則君） 日程第37、議案第37号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定についてから日程第40、議案第40号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定につい

て、以上4議案を一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第37号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、議案第38号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、議案第39号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について、議案第40号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところがございます。応募のあった指定管理者の選定につきましては、関係課長等13名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回議案提出いたしました案件全てにつきまして、1団体の応募であり、従来の管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、適当であると認めたところがございます。

恐れ入りますが、提出議案一覧45ページを御覧願います。議案第37号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

提出議案一覧46ページを御覧願います。議案第38号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

恐れ入りますが、提出議案一覧47ページを御覧願います。議案第39号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について、指

定管理者となる団体の名称は、株式会社ヤマカであります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

提出議案一覧48ページを御覧願います。議案第40号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会であります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

以上、議案第37号から議案第40号までの指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第37号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第41 議案第41号

○議長(川山光則君) 日程第41、議案第41号 負担付きの贈与の受納についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長(三上晃瑠君) 議案第41号 負担付きの贈与の受納についてのご説明を申し上げます。

提出議案書つづりの49ページを御覧願います。旧青森県立中里高等学校の土地及び建物等について、令和5年2月13日付で青森県と「土地・建物等譲与仮契約」を締結しましたので、これを受け入れることにつき提案するものであります。

譲与される土地は校舎敷地及びグラウンドであり、譲与される建物は体育館を含む校舎全般となります。譲与される物件の用途は、博物館の収蔵庫、コミュニティ会館及び運動施設となります。なお、譲与物件は、無償で譲り受けるものです。

以上、議案第41号 負担付き贈与の受納についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第42 議案第42号

○議長（川山光則君） 日程第42、議案第42号 町有財産の無償貸付けについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第42号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの60ページを御覧願います。令和5年4月1日から小泊地域で保育施設を運営する社会福祉法人みちのく会に対し、旧小泊保育所の土地及び建物を無償貸付けするため提案するものであります。

貸付けする町有財産は、現在こども園こどまりとして使用している土地及び建物で、土地が2筆、合計1,723.98平方メートル、同じく土地が1棟771.73平方メートルであります。貸付けの相手方は、西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町下富田29番地7、社会福祉法人みちのく会理事長、吉田照生であります。貸付けの条件は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とし、継続して保

育施設として使用することであります。

以上、議案第42号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第43 発議第1号

○議長（川山光則君） 日程第43、発議第1号 中泊町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題にします。

お諮りします。本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第44 発議第2号

○議長（川山光則君） 日程第44、発議第2号 中泊町議会委員会条例の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第45 発議第3号

○議長（川山光則君） 日程第45、発議第3号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第46 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長(川山光則君) 日程第46、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第1回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時57分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

副 議 長 秋 元 隆

署名議員 新 田 博

署名議員 我 田 直 人